

サービス利用料金に関わる制度説明資料

料金計算の考え方や利用する制度についてまとめた資料です。

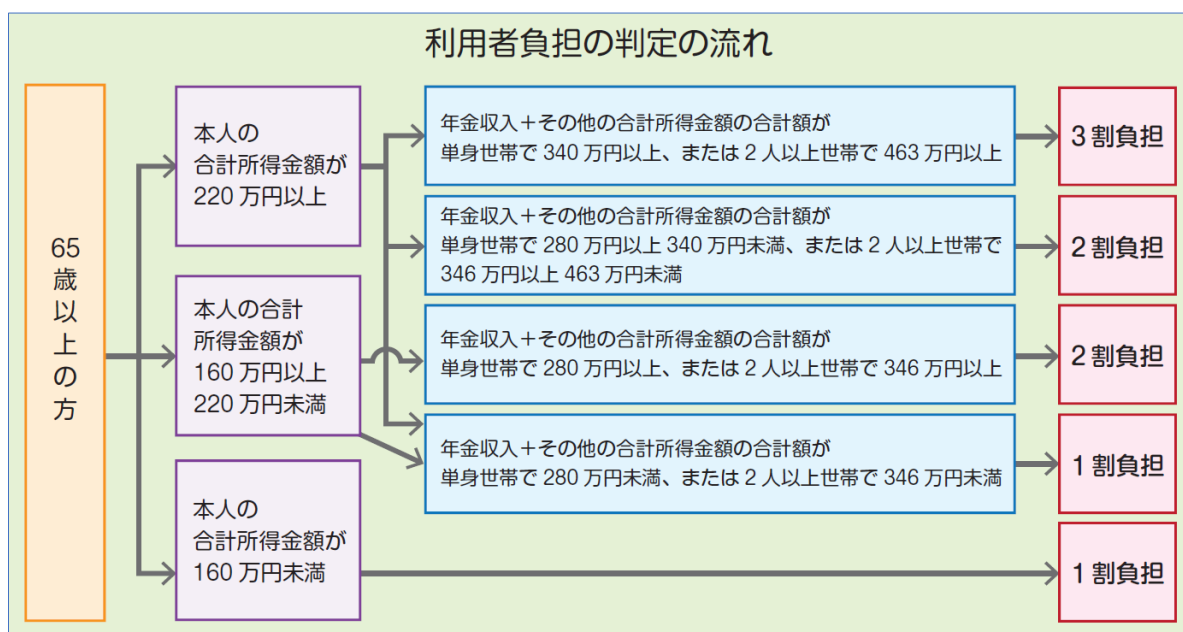
○施設サービス利用料の内訳

介護保険の自己負担額（1～3割）以外に居住費（滞在費）や食費、その他のサービス費用がかかります。下記の計算式になります。



○介護保険負担割合証

介護保険の自己負担額は、所得の状況などによって「1割」「2割」「3割」のいずれかになります。



- ※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。
- ※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
- ※3 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

申請窓口：介護保険課

申請方法：毎年7月に交付（郵送）されます

The image shows a sample of the '介護保険負担割合証' form. It includes fields for name, address, and birth date, and a section for the burden ratio (1割, 2割, or 3割). The form is stamped with '浦安市' (Urasaki City) and a date of July 2017.

介護保険負担割合証です。
「1割」「2割」「3割」の
いずれかが記載されます。

○介護保険負担限度額認定証

所得が少なく、預貯金等の資産が一定額を下回る方は「特定入所者介護サービス費」が給付され、居住費と食費の負担額が軽減されます。詳しくは下表をご参照ください。(給付を受けるためには**申請**が必要です)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護受給者の方等	単身；1,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者の方	夫婦；2,000万円以下						
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
		前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円超120万円以下の方						
第3段階①	住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方						
第3段階②	住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階	住民税課税世帯		負担限度額無し（ユニット型個室 3,060円 多床室 437円 食費 2,000円）					

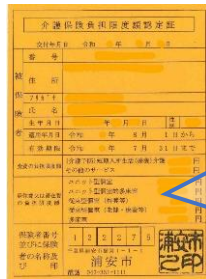
()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※住民票上の世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料とします。第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦2,000万円以下で支給対象となります。

申請窓口：介護保険課

申請方法：必要書類を添えて申請

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 同意書
- ③ 資産を確認できるものの写し



介護保険負担限度額認定証です。

「食費負担限度額」「ユニット型個室」の金額を確認して、どの負担段階に該当するかを確認します。

※住民税課税世帯は発行されません

※有効期間は毎年7月末日までとなっており、**継続する場合は申請が必要**となります。

○高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険の自己負担額(1~3割)の合計が下表の自己負担限度額を超えた場合、「高額介護サービス費」として後から支払った金額と自己負担限度額の**差額**が給付されます。

(給付を受けるには**申請**が必要です。居住費・食費・その他のサービスの費用は対象金額に含まれません)

区分		自己負担上限額(1か月あたり)
住民税課税世帯	同一世帯内に65歳以上で課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方がいる	140,100円(世帯合計)
	同一世帯内に65歳以上で課税所得380万円(年収約770万円)以上690万円(年収約1,160万円)未満の方がいる	93,000円(世帯合計)
	同一世帯内に65歳以上で住民税が課税され、課税所得380万円(年収約770万円)未満の方がいる	44,400円(世帯合計)
住民税非課税世帯 (第3段階①②)		24,600円(世帯合計)
住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者等 第1段階 第2段階 (第3段階①②)	24,600円(世帯合計)
	課税年金収入額及び年金以外の合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	15,000円(個人)
生活保護受給者等の方		15,000円(個人)

申請窓口：介護保険課

申請方法：市役所から該当する被保険者に**決定通知と申請書**を送付される → 市役所へ提出